

施設別使用料改定根拠一覧（その2）

< 体育施設編 >

目 次	ページ数
■体育施設使用料改定の考え方・近隣市比較表	1
総合体育館	3
野球場	4
庭球場	5
球技場	6
武道館・陸上競技場	7
■体育施設使用料新旧対照表	8
総合体育館	9
屋外体育施設(野球場・庭球場・球技場)、キャンプ練習場	11
武道館・陸上競技場	13
温水プール(附带設備・駐車場)	15

体育施設の使用料改定の考え方

1 対象施設

体育施設の使用料設定においては、「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」（以下「基本方針」という。）の規定により、基本方針に基づく使用料算定ルールを用いる施設と基本ルールによらない算定を認める施設とに区分される。

施設区分	施設	算定方法
基本ルール算定施設	温水プール	基本ルール
基本ルールによらない算定施設	総合体育館、武道館、陸上競技場、屋外体育施設	平成25年度(前々回)の使用料改定より近隣市の同等施設の使用料を参考として、バランスを勘案した金額設定を行っている。

2 使用料設定の経緯

- ① 平成25年度（前々回）の使用料改定時に、それまで施設開設以降30年近く使用料の見直しを行ってこなかったことから、近隣市とのバランスを欠いた金額設定となっていた。また、基本方針に基づき算出した使用料の目安と現行使用料との乖離幅も大きかったため、近隣市とのバランスを勘案した金額設定を行った。
- ② 平成28年度（前回）の使用料改定時は、近隣市の使用料に大幅な改定はなかったため、見直しは行わなかった。

3 施設別料金設定の考え方

施設	考え方
総合体育館	近隣市の中でも富士森体育館が同規模施設である。そのため、同体育館のバドミントンコート1面あたりの使用料を参考としながら、金額設定をしている。
武道館	近隣に同種の施設が無い、また、他自治体では武道競技施設は体育館内に設置していることが多い。そのため、総合体育館と同様の改定率で改定を行う。なお、現在も総合体育館第1スポーツホールと武道館の使用料の㎡単価はほぼ同額設定となっている。
陸上競技場	八王子市は2種公認、町田市は3種公認であり、充実した施設となっている。日野市は非公認でインフィールドが人工芝、稲城市は非公認で、全天候型舗装では無くクレー舗装である。このような施設状況から多摩市の陸上競技場の施設水準は日野市・稲城市より高く、町田市・八王子市より低い。これらを考慮した金額設定としている。
一本杉公園野球場	一本杉公園野球場は、八王子市の富士森公園野球場及び上柚木公園野球場と同規模施設であることから、同球場の使用料を参考としながら、金額設定をしている。
野球場、球技場 庭球場	八王子市、町田市の同規模野球場の使用料を参考としながら、金額設定をしている。
一ノ宮公園球技場・庭球場	屋外体育施設のうち、一ノ宮公園の施設は他施設よりもコンディションの質が悪いため、前々回の改定時に近隣市の安価な施設の使用料と基本ルールを参考に設定を行った。 また、前回の改定時においては、基本ルールによる設定した場合、安価になりすぎて市外からの利用者が増加する恐れがあるため、近隣市のなかでも安価な使用料を参考にして、消費税増税分のみ対応とした。今回の改定についても、基本ルールによる算定は相応しくなく、近隣市の安価な使用料を参考とし、現行の近隣市とのバランスを保つ金額設定とする。
キャンプ練習場	類似施設が無いため、従前からの使用料を踏襲している。日帰りについては、総合体育館等の体育施設の個人使用料と同額設定。日帰り利用時間が9時から17時に対して、宿泊については一昼夜以上利用可能なため日帰りの2.5倍設定としている。

温水プール駐車場	近隣のほとんど商業施設で駐車場が整備されているため、目的外の駐車が少ないと考えられる。また、設置当初から温水プールの附帯設備として利用者の負担を軽減する方針で金額設定がされている。近隣自治体の体育施設の駐車場使用料金を確認したところ、施設毎の金額に大差はなく、近隣の同条件・種類の施設である町田市室内プールの駐車場を参考とし、現在の金額設定は適正であると考えられる。
附帯設備	近隣市の金額を参考にするため調査を行った。放送設備については、近隣市と同程度の金額のため、バランスを考慮したところ現在の金額は適正であると考えられる。ただし、総合体育館の機器については、前々回（平成25年）の改定時に更新をしたため金額を値上げしている。 また、その他の附帯設備については、同種・同レベルの設備の貸出をしている自治体があった。しかし、メンテナンス費用等による算定は近隣市とのバランスが取れなくなるため馴染まない。そのため、消費税の増額分の転嫁を行う金額設定とする。

4 大規模改修費用について

① 武道館及び陸上競技場等については、令和元年度に大規模改修を予定している。この大規模改修に係る経費は、改修終了により改修費用確定後の令和2年度以降に減価償却費として、反映対象となるため、令和6年度（次回）改定において改修費用を含んだ基本ルールで算定した使用料と近隣体育施設使用料の状況と比較して検討を行う。

② 武道館及び陸上競技場等は大規模改修終了後の令和2年度より指定管理者制度の導入を予定している。令和2年度以降は施設維持管理費用や利用率についても大きく異なってくることも想定されることから、このような変化も含めた中で、次回料金改定において検討を行う。

5 利用料金制について

体育施設については、総合体育館及び屋外体育施設、温水プールは指定管理者制度導入済みで利用料金制としている。現在、直営の武道館及び陸上競技場については料金改定と同時期の令和2年4月より指定管理者制度導入を予定しており、全ての体育施設が利用料金制となる予定である。そのため、今回の改定使用料は利用料金の上限額となる予定である。

6 今回改定の考え方

① 今回の改定にあたって近隣市の使用料の状況を調査したが、八王子市の一部テニスコートで値上げなどがあったのみであった。そのため、今回の改定は消費税増税分のみ改定に反映するものとする。

② 個人使用料の消費税の反映については、前回改定時の5%から8%への増税の反映は端数処理で反映されなかったため、今回改定で5%から10%分の反映を行う。

③ 大規模改修に伴い新設する陸上競技場の審判控室の金額設定は、記録室の使用料の㎡単価から審判控室の面積を乗じて算出。（記録室51.9㎡、審判控室33.2㎡）

④ 大規模改修に伴い武道館の師範室については、改修後に洋室化されることに伴い有料貸出施設とする。金額設定は、会議室の使用料の㎡単価から審判控室の面積を乗じて算出。（会議室81.8㎡・師範室37.9㎡）

6 分割使用の金額設定の方法

総合体育館及び武道館については、3分の2使用、2分の1使用、3分の1使用の使用区分がある。現在の金額に使用区分毎の使用料に消費税反映をすると全面的金額より2分の1使用を2枠予約の方が使用料が安くなってしまふ課題が発生した。

そのため、全面使用を金額設定の基本と考え、全面使用に対して消費税反映計算を行った。その上で、全面使用以外の積算は次のとおり行った。10円未満切り上げとしているのは、全面使用料を下回らないようにするためである。なお、全日使用は各時間帯（午前・午後1・午後2・夜間）の合計額として計算している。

$$\begin{array}{l}
 2分の1使用 \quad 全面使用料 \div 2 \quad = 2分の1使用料（10円未満切り上げ） \\
 3分の2使用 \quad 全面使用料 \div 3 \times 2 = 3分の2使用料（10円未満切り上げ） \\
 3分の1使用 \quad 全面使用料 \div 3 \quad = 3分の1使用料（10円未満切り上げ）
 \end{array}$$

近隣市体育施設使用料比較表

●体育館

市名	施設	貸出し枠	貸出し時間	使用料		バドミントン面数	1面1時間当り使用料
				団体 市内	個人 市内大人		
多摩	第1スポーツホール (現行料金) 条例制定の額	午前	2:45	7,200	200	10	262
		午後	2:45	7,200	200	10	262
		午後	2:45	7,200	200	10	262
		夜間	2:45	9,250	200	10	336
		全日	12:00	30,850	×	10	257
	第1スポーツホール (現行料金) 実際の徴収額	午前	2:45	7,200	200	10	262
		午後	2:45	7,200	200	10	262
		午後	2:45	7,200	200	10	262
		夜間	2:45	9,250	200	10	336
		全日	12:00	30,850	×	10	257
	第1スポーツホール (改定料金)	午前	2:45	7,330	210	10	267
		午後	2:45	7,330	210	10	267
		午後	2:45	7,330	210	10	267
		夜間	2:45	9,420	210	10	343
		全日	12:00	31,410	×	10	262
八王子	富士森体育館 主競技場	午前	2:50	6,000	300	8	265
		午後	2:50	6,000	300	8	265
		午後	2:50	6,000	300	8	265
		夜間	3:00	7,000	300	8	292
		全日	12:00	25,000	×	8	260
町田	総合体育館 メインアリーナ	午前	3:00	8,700	300	12	242
		午後	3:00	8,700	300	12	242
		午後	3:00	8,700	300	12	242
		夜間	3:00	8,700	300	12	242
	サン町田旭体育館	午前	3:00	4,600	300	8	192
		午後	3:00	4,600	300	8	192
		午後	3:00	4,600	300	8	192
日野	南平体育館 主競技場	午前	3:00	3,000	100	6	167
		午後	4:00	4,000	100	6	167
		夜間	3:00	5,000	100	6	278
		全日	12:00	10,000	×	6	139
稲城	総合体育館 メインアリーナ	午前	2:50	8,640	210	10	305
		午後	2:50	8,640	210	10	305
		午後	2:50	8,640	210	10	305
		夜間	2:50	8,640	210	10	305
		全日平均				228	
午前・午後平均					242		234
夜間平均					228		262
全日平均					228		228

※個人料金については、市外は倍額、子どもは半額とする。

※日野市のふえあいホールや八王子市のエスフォルタはスポーツ以外にコンサートや展示会、音楽会等の文化的な活動が行われている施設であり、総合体育館としての位置づけではないため参考とはしないこととする。

近隣市体育施設使用料比較表

●屋外体育施設

◆球技場

市名	施設	施設概要	貸出し 時間	現行使用料 (条例・実際の徴収額)		改定使用料	
				団体	照明		
		単位(m)		市内	市内	団体 市内	
多摩	宝野公園球技場	65×110	2H	2,050	—	2,080	
	諏訪南公園球技場※野球球技兼	50×90	2H	2,050	—	2,080	
	貝取南公園球技場	55×85	2H	2,050	—	2,080	
	和田公園球技場	55×75	2H	2,050	—	2,080	
	一ノ宮公園球技場	50×110	2H	720	—	730	
市名	施設	施設概要	貸出し 時間	使用料 (徴収金額)			
八王子	戸吹公園サッカー兼ラグビー場(芝)	68×105	2H	5,000	3,000	※少年用2面可	
	滝ガ原運動サッカー場	65×95	2H	2,000	—		
町田	相原中央グラウンド	90×120	2H	2,000	5,600	市教委登録団体のみ " "	
	上の原グラウンド	7810㎡	2H	2,000	—		
	木曾山崎グラウンド	13913㎡	2H	2,000	—		
	小野路グラウンド(芝)	65×130	2H	6,000	—		
日野	万願寺中央公園グラウンド	—	2H	1,000	—		
	浅川スポーツ公園多目的広場(芝)	11,548㎡	2H	4,000	—		
稲城	若葉台多目的広場	—	2H	2,470	5,800		
	稲城長峰ヴェルディフィールド(芝)	—	2H	8,000	—		
近隣市 平均(芝除く)				1,912	5,700		

※ 市外利用者は、市内料金の倍額

近隣市体育施設使用料比較表

●屋外体育施設
◆庭球場

市名	施設	施設概要	コート面数	単位	現行使用料 (条例・実際の徴収額)		改定使用料	
					個人	照明	個人	照明
					市内	市内	市内	市内
多摩	永山南公園	砂入り人工芝	2	2H	1,020	—	1,030	—
	諏訪北公園	砂入り人工芝	2	2H	1,020	—	1,030	—
	貝取北公園	砂入り人工芝	2	2H	1,020	—	1,030	—
	連光寺公園	砂入り人工芝	2	2H	1,020	510/時間	1,030	520/時間
	愛宕東公園	砂入り人工芝	3	2H	1,020	—	1,030	—
	一本杉公園	砂入り人工芝	4	2H	1,020	510/時間	1,030	520/時間
	多摩東公園	クレー	6	2H	1,020	—	1,030	—
	一ノ宮公園	クレー	2	2H	720	—	730	—
	奈良原公園	砂入り人工芝	4	2H	1,020	—	1,030	—
市名	施設	施設概要	コート面数	単位	使用料(徴収金額)			
八王子	富士森公園	砂入り人工芝	5	2H	1,500	1,000		
	大塚公園	砂入り人工芝	4	2H	1,500	—		
	殿入中央公園	砂入り人工芝	2	2H	1,000	—		
	久保山公園	砂入り人工芝	2	2H	1,000	—		
	天平公園	砂入り人工芝	2	2H	1,000	—		
	内裏谷戸公園	砂入り人工芝	2	2H	1,000	—		
	松木公園	砂入り人工芝	10	2H	1,500	—		
	別所公園	砂入り人工芝	2	2H	1,000	—		
	上柚木公園	砂入り人工芝	8	2H	1,500	—		
	滝ヶ原運動場	クレー	4	2H	1,000	—		
	滝ヶ原運動場	ハード	4	2H	1,000	—		
	柳田テニスコート	ハード	3	2H	1,000	—		
	戸吹スポーツ公園	人工芝	6	2H	1,500	1,000		
町田	相原中央	砂入り人工芝	2	2H	1,000	1,600		
	鶴川中央	砂入り人工芝	2	2H	1,000	—		
	鶴川第二	砂入り人工芝	2	2H	1,000	—		
	鶴間	砂入り人工芝	2	2H	1,000	—		
	成瀬クリーンセンター	砂入り人工芝	14	2H	1,000	1,600		
	野津田	砂入り人工芝	3	2H	1,000	—		
	町田中央	砂入り人工芝	3	2H	1,000	—		
	日野	旭が丘中央公園	砂入り人工芝	3	2H	700	—	
七生自然学園		ハードコート	4	2H	2,100	—		※3H3,150円あり
多摩平第一公園		クレー	2	2H	700	—		
多摩平第一公園		砂入り人工芝	4	2H	700	600		※ナイターは4面
稲城	北緑地公園	砂入り人工芝	6	2H	1,030	—		
	若葉台公園	砂入り人工芝	4	2H	1,030	1,020		
	城山公園	ハード	2	2H	720	1,020		
	大丸公園	砂入り人工芝	2	2H	1,030	—		
	南多摩スポーツ広場	クレー	2	2H	0	—		
近隣市 平均	全体				1,090	1,120		
	人工芝				1,090			
	クレーコート(無料は除く)				850			
	ハードコート				1,205			

※ 市外利用者は、市内料金の倍額

近隣市体育施設使用料比較表

●屋外体育施設
◆野球場

市名	施設	概要	貸出し時間	現行使用料 (条例制定の額)		現行使用料 (実際の徴収額)		改定使用料	
				団体	照明料	団体	照明料	団体	照明料
				市内	市内	市内	市内	市内	市内
多摩	一本杉公園野球場★	91×120m	2H	8,220	8,220/時間	8,220	6,160/時間※	8,370	16,740
	関戸公園野球場	90×109m	2H	2,050	—	2,050	—	2,080	—
	諏訪北公園野球場	75×84m	2H	2,050	—	2,050	—	2,080	—
	諏訪南公園野球場	L75、R66×124m	2H	2,050	—	2,050	—	2,080	—
	貝取南公園野球場	75×84m	2H	2,050	—	2,050	—	2,080	—
八王子	富士森公園野球場★	98×122m	2H	8,000	18,000				
	上柚木公園野球場★	98×122m	2H	8,000	—				
	北野公園野球場	L79、R80×93m	2H	4,000	6,000				
	大塚公園野球場		2H	2,000	—				
町田	町田市民球場	84×103m	2H	3,000	—				
	藤の台球場	L67、R62×91m	2H	2,000	—				
	鶴川球場	L73、R75×90m	2H	2,000	—				
	三輪みどり山球場	84×91m	2H	2,000	5,600				
	小野路球場★	93×120m	2H	5,000	—				
	野津田球場	80×90m	2H	2,000	—				
日野	多摩平第一グラウンド		2H	0	—				市教委登録団体のみ
	旭が丘グラウンド		2H	0	—	"	"		
	多摩川グラウンド		2H	0	—	"	"		
	東光寺グラウンド		2H	0	—	"	"		
稲城	中央公園野球場	91×120m	2H	3,500	—				軟式専用
	若葉台多目的広場		2H	2,470	5,960				
近隣市 平均				一本杉相当のみ		7,000	18,000		
				上記以外(無料は除く)		2,552	5,853		

- ※ 市外利用者は、市内料金の倍額
- ※ 照明料は実費相当を根拠にしているので現行どおり
- ※ 照明稼働率75%の為、徴収金額も75%にしている
- ※ ★は高校野球等の公式大会の試合を実施できるレベルの施設

近隣市体育施設使用料比較表

● 武道館

単位(円)

市名	施設	使用区分		現行使用料		改定使用料	
		貸出し枠	貸出し時間	団体	個人	団体	個人
				市内	市内大人	市内	市内大人
多摩	武道場 (1/2床・1/2畳等)	午前	2:45	5,140	200	5,230	210
		午後(I)	2:45	5,140	200	5,230	210
		午後(II)	2:45	5,140	200	5,230	210
		夜間	2:45	6,680	200	6,800	210
		全日	11:00	22,100	—	22,500	—

※ 市外料金は、市内料金の倍額 ※ 子どもは半額

※ 武道館の現行料金は総合体育館第1スポーツホールの㎡単価を参考にしている。

〔計算式〕

① 現行の総合体育館第1スポーツの㎡単価: 1区分(2:45)の金額 7,200円 ÷ 面積 1789㎡ ≒ ㎡単価 4.02円

② ㎡単価 4.02円 × 武道館面積 1,269㎡ ≒ 5,100円

● 陸上競技場

単位(円)

市名	施設	使用区分		現行使用料		改定使用料	
		貸出し枠	貸出し時間	団体	個人	団体	個人
				市内	市内大人	市内	市内大人
多摩	グラウンド (ピッチ・トラック等) ■グレード 3種相当より少し低い	午前	3:00	8,220	200	8,370	210
		午後	4:00	12,340	200	12,560	210
		夏季延長 (6-8月)	2:00	2,570/時間	200	2,610/時間	210
		全日	7:00	20,560	—	20,930	—
						1時間当たりの単価: 約2,937円	
八王子	上柚木公園陸場競技場 ■グレード 2種公認	午前	4:00	20,000	1日: 200		
		午後	4:00	20,000			
		夜間	4:00	35,000 (照明代含む)			
						1時間当たりの単価: 5,000円	
町田	町田市立陸上競技場 ■グレード 3種公認	9-11時	2:00	9,000	1日: 300		
		11-13時	2:00	9,000			
		13-15時	2:00	9,000			
		15-17時	2:00	9,000			
						1時間当たりの単価: 4,500円	
日野	市民陸上競技場	9-11時	2:00	4,000	1区分: 100		
		11-13時	2:00	4,000			
		13-15時	2:00	4,000			
		15-17時	2:00	4,000			
						1時間当たりの単価: 2,000円	
稲城	総合グラウンド	午前	4:00	2,370/時間	1日: 100		
		午後	4:00	2,370/時間			
						1時間当たりの単価: 2,370円	

※ 市外料金は、市内料金の倍額 ※ 子どもは半額

体育施設料金改定資料
(体育施設使用料新旧対照表)

総合体育館使用料新旧対照表

現行

単位(円)

種別		貸切使用					個人使用	
		午前	午後1	午後2	夜間	全日	おとな 1回	子ども (小・中学生) 1回
		9時～ 11時45分	12時30分～ 15時15分	15時30分～ 18時15分	18時30分～ 21時15分	9時～ 21時15分		
第1ホール	全面使用	7,200	7,200	7,200	9,250	30,850	200	100
	3分の2使用	4,930	4,930	4,930	6,170	20,960		
	2分の1使用	3,600	3,600	3,600	4,620	15,420		
	3分の1使用	2,460	2,460	2,460	3,080	10,460		
第2ホール	全面使用	3,600	3,600	3,600	4,620	15,420	200	100
	2分の1使用	1,850	1,850	1,850	2,360	7,910		
第3ホール							200	100
第4ホール							200	100
第5ホール		1,740	1,740	1,740	2,260	7,480	200	100
第6ホール		1,740	1,740	1,740	2,260	7,480	200	100
第一会議室	会議で使用	720	720	720	920	3,080		
	会議外で使用	1,020	1,020	1,020	1,330	4,390		
第二会議室	会議で使用	510	510	510	610	2,140		
	会議外で使用	720	720	720	920	3,080		

附帯設備等使用料(団体のみ貸出)

種別	使用料
放送用具	1回 1,540円

備考

- 1 市内に在住、在勤、在学する者以外の者が個人使用する場合は、規定使用料の倍額とする。
- 2 市内に在住、在勤、在学する者以外の者が過半数を占める団体の貸切使用については、規定使用料の倍額とする。
- 3 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、最高入場料に100を乗じたものに、規定使用料を加えた額とする。

総合体育館使用料新旧対照表

改定後

単位(円)

種別		貸切使用					個人使用	
		午前	午後1	午後2	夜間	全日	おとな 1回	子ども (小・中学生) 1回
		9時～ 11時45分	12時30分 ～15時15	15時30分 ～18時15	18時30分 ～21時15	9時～ 21時15分		
第1ホール	全面使用	7,330	7,330	7,330	9,420	31,410	210	100
	3分の2使用	4,890	4,890	4,890	6,280	20,950		
	2分の1使用	3,670	3,670	3,670	4,710	15,720		
	3分の1使用	2,450	2,450	2,450	3,140	10,490		
第2ホール	全面使用	3,670	3,670	3,670	4,710	15,720	210	100
	2分の1使用	1,840	1,840	1,840	2,360	7,880		
第3ホール							210	100
第4ホール							210	100
第5ホール		1,770	1,770	1,770	2,300	7,610	210	100
第6ホール		1,770	1,770	1,770	2,300	7,610	210	100
第一会議室	会議で使用	730	730	730	930	3,120		
	会議外で使用	1,030	1,030	1,030	1,350	4,440		
第二会議室	会議で使用	520	520	520	620	2,180		
	会議外で使用	730	730	730	930	3,120		

附帯設備等使用料(団体のみ貸出)

種別	使用料
放送用具	1回 1,560円

備考

- 1 市内に在住、在勤、在学する者以外の者が個人使用する場合の使用料は、規定使用料の倍額とする。
- 2 市内に在住、在勤、在学する者以外の者が過半数を占める団体の貸切使用については、規定使用料の倍額とする。
- 3 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、最高入場料に100を乗じたものに、規定使用料を加えた額とする。

※第2スポーツホールの使用料について消費税増税分転嫁の積算をすると、3,660円となるが、第1スポーツホール2分の1使用と同額設定とするため、3,670円とする。

屋外体育施設使用料新旧対照表

現行

1 体育施設				
種別	名称	単位	使用料	
			子ども	大人
野球場	一本杉公園野球場	2時間1面につき	4,110	8,220
	関戸公園野球場	2時間1面につき	1,020	2,050
	諏訪南公園野球場			
	諏訪北公園野球場			
	貝取南公園野球場			
庭球場	一本杉公園庭球場	2時間1面につき	無し	1,020
	永山南公園庭球場			
	諏訪北公園庭球場			
	貝取北公園庭球場			
	愛宕東公園庭球場			
	連光寺公園庭球場			
	多摩東公園庭球場			
	奈良原公園庭球場			
一ノ宮公園庭球場	2時間1面につき	無し	720	
球技場	諏訪南公園球技場	2時間1面につき	1,020	2,050
	貝取南公園球技場			
	宝野公園球技場			
	和田公園球技場			
	一ノ宮公園球技場	2時間1面につき	360	720
キャンプ練習場	大谷戸公園キャンプ練習場	1人あたり(日帰)	100	200
		1人あたり(宿泊)	250	510

2 附帯設備				
種別	使用する附帯設備	単位	使用料	
			子ども	大人
野球場	夜間照明施設	1時間以内	8,220	8,220
	放送設備	1試合	510	1,020
	スコアボード	1試合	510	1,020
庭球場	夜間照明施設	1時間以内	無し	510

備考

- 1 市外の者とは、市内に在住、在勤又は在学する者以外の者が過半数を占める団体をいう。
- 2 子どもとは、中学生以下の者で構成した団体を、大人とは、高校生以上の者で構成した団体をいう。
- 3 庭球場については、個人による使用ができる。ただし、使用料については、団体の使用料と同額とする。
- 4 市外の者及び団体が利用する場合は、規定利用料金の倍額とする。
- 5 一本杉公園野球場の利用者が、入場料その他これに類する対価を徴収する場合は、この表に定める額を加えた額をその使用料とする。

区分	金額
職業野球	20万円
社会人野球	10万円
学生野球	4万円

- 6 体育施設の開放時間について、日照時間を理由として1時間の利用枠が発生する場合は、この表に定める2時間を単位とする使用料の半額をその使用料とする。

屋外体育施設使用料新旧対照表

改定後

1 体育施設				
種別	名称	単位	使用料	
			子ども	大人
野球場	一本杉公園野球場	2時間1面につき	4,180	8,370
	関戸公園野球場	2時間1面につき	1,040	2,080
	諏訪南公園野球場			
	諏訪北公園野球場			
	貝取南公園野球場			
庭球場	一本杉公園庭球場	2時間1面につき	無し	1,030
	永山南公園庭球場			
	諏訪北公園庭球場			
	貝取北公園庭球場			
	愛宕東公園庭球場			
	連光寺公園庭球場			
	多摩東公園庭球場			
	奈良原公園庭球場			
	一ノ宮公園庭球場	2時間1面につき	無し	730
球技場	諏訪南公園球技場	2時間1面につき	1,040	2,080
	貝取南公園球技場			
	宝野公園球技場			
	和田公園球技場			
	一ノ宮公園球技場	2時間1面につき	360	730
キャンプ練習場	大谷戸公園キャンプ練習場	1人あたり(日帰)	100	210
		1人あたり(宿泊)	260	520

2 附帯設備				
種別	使用する附帯設備	単位	使用料	
			子ども	大人
野球場	夜間照明施設	1時間以内	8,370	8,370
	放送設備	1試合	510	1,030
	スコアボード	1試合	510	1,030
庭球場	夜間照明施設	1時間以内	無し	520

備考

- 1 市外の者とは、市内に在住、在勤又は在学する者以外の者が過半数を占める団体をいう。
- 2 子どもとは、中学生以下の者で構成した団体を、大人とは、高校生以上の者で構成した団体をいう。
- 3 庭球場については、個人による使用ができる。ただし、使用料については、団体の使用料と同額とする。
- 4 市外の者及び団体が利用する場合は、規定利用料金の倍額とする。
- 5 一本杉公園野球場の利用者が、入場料その他これに類する対価を徴収する場合は、この表に定める額を加えた額をその使用料とする。

区分	金額
職業野球	20万円
社会人野球	10万円
学生野球	4万円

- 6 体育施設の開放時間について、日照時間を理由として1時間の利用枠が発生する場合は、この表に定める2時間を単位とする使用料の半額をその使用料とする。

※ 有料観戦試合に伴う使用料加算額については消費税転嫁はなじまないため、改定を行わない。

武道館使用料新旧対照表

現行

単位:円

種別	貸切使用					個人使用		
	午前 (9時 ～11時45分)	午後1 (12時30分 ～15時15分)	午後2 (15時30分 ～18時15分)	夜間 (18時30分 ～21時15分)	全日 (9時 ～21時15分)	おとな1回	子ども(小・ 中学生) 1回	
武道場	全面使用	5,140	5,140	5,140	6,680	22,100	200	100
	2分の1使用	2,570	2,570	2,570	3,390	11,100		
会議室	510	510	510	720	2,250			
師範室	-	-	-	-	-			

附帯設備等使用料

種別	使用料				
放送設備	1,020	1,020	1,020	1,020	4,080

陸上競技場使用料新旧対照表

現行

種別	貸切使用			個人使用	
	午前 (9時～12時)	午後 (13時～17 時)	全日 (9時～17時)	おとな1回	子ども(小・中 学生)1回
競技場	8,220	12,340	20,560	200	100
会議室	510	720	1,230		
記録室	510	720	1,230		
審判控室	-	-	-		

附帯設備等使用料

種別	使用料		
	午前 (9時～12時)	午後 (13時～17 時)	全日 (9時～17時)
競技用備品	1,020	1,020	2,040
運営設備備品	1,020	1,020	2,040

備考

- 1 市内に在住、在勤、在学する者以外の者が個人使用する場合の使用料は、規定使用料の倍額とする。
- 2 市内に在住、在勤、在学する者以外の者が過半数を占める団体の貸切使用については、規定使用料の倍額とする。
- 3 夏季期間(6月1日～8月31日)に陸上競技場を使用する場合、市長が認める時間の範囲内において、規定の使用時間以外の時間について使用することができる。この場合の陸上競技場の貸切使用の超過分の使用料は、1時間当たり2,570円、会議室及び記録室については1時間当たり200円とする。
- 4 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、最高入場料に100を乗じたものに、規定使用料を加えた額とする。

武道館使用料新旧対照表

改定後

単位:円

種別	貸切使用					個人使用		
	午前 (9時 ～11時45分)	午後1 (12時30分 ～15時15分)	午後2 (15時30分 ～18時15分)	夜間 (18時30分 ～21時15分)	全日 (9時 ～21時15分)	おとな1回	子ども(小・ 中学生) 1回	
武道場	全面使用	5,230	5,230	5,230	6,800	22,490	210	100
	2分の1使用	2,620	2,620	2,620	3,400	11,260		
会議室		520	520	520	730	2,290		
師範室		240	240	240	330	1,050		

附帯設備等使用料

種別	使用料				
放送設備	1,030	1,030	1,030	1,030	4,120

陸上競技場使用料新旧対照表

改定案

種別	貸切使用			個人使用	
	午前 (9時～12時)	午後 (13時～17 時)	全日 (9時～17時)	おとな1回	子ども(小・中 学生)1回
競技場	8,370	12,560	20,930	210	100
会議室	520	730	1,250		
記録室	520	730	1,250		
審判控室	330	460	790		

附帯設備等使用料

種別	使用料		
	午前 (9時～12時)	午後 (13時～17 時)	全日 (9時～17時)
競技用備品	1,030	1,030	2,060
運営設備備品	1,030	1,030	2,060

備考

- 1 市内に在住、在勤、在学する者以外の者が個人使用する場合の使用料は、規定使用料の倍額とする。
- 2 市内に在住、在勤、在学する者以外の者が過半数を占める団体の貸切使用については、規定使用料の倍額とする。
- 3 夏季期間(6月1日～8月31日)に陸上競技場を使用する場合、市長が認める時間の範囲内において、規定の使用時間以外の時間について使用することができる。この場合の陸上競技場の貸切使用の超過分の使用料は、1時間当たり2,610円、会議室及び記録室については1時間当たり210円とする。
- 4 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、最高入場料に100を乗じたものに、規定使用料を加えた額とする。

【新設する貸室等について】

- ① 令和元年度施設改修工事により「師範室」「審判控室」を新設予定。使用目的から類似施設の使用料を参考に料金設定を行う。
- ② 大規模改修終了後の令和2年度以降は武道以外のスポーツにも利用拡大を図っていく予定である。武道以外の競技利用でも使用料は同様の使用料金とする予定である。

温水プール使用料新旧対照表 現行と改定後

附帯設備

単位：円

種別	利用単位	金額(現行)	金額(改定後)
放送設備	1回	1,020	1,030
視聴覚器材	1回	1,020	1,030
水中サウンドシステム	1回	1,020	1,030
スタートシステム	1回	1,020	1,030
レンタルロッカー	1ヶ月	510	520

駐車場利用料

単位：円

種別	金額(現行)	金額(改定後)
4時間まで	300	300
4時間を超過後1時間毎に	100	100

参考：近隣自治体のスポーツ施設

施設名	最寄駅からの時間	料金体系	4時間あたり
エスフォルタアリーナ八王子(八王子市)	徒歩1分	最初の30分：無料 30分～3時間30分：100円 3時間31分～4時間30分：200円	200円
総合体育館・室内プール(町田市)	徒歩9分・バス15分	最初の30分：無料 30分～2時間：100円 以降30分毎：50円加算	300円
陸上競技場(町田市)	バス乗車後、最寄バス停から15分程度	最初の1時間：無料 1時間30分まで：100円 以降30分毎：50円加算	350円
ふれあいホール・陸上競技場(日野市)	徒歩13分	最初の15分：無料 1時間：100円	400円
総合体育館・総合グラウンド・野球場等(稲城市)	—	1時間未満：無料 1時間～2時間：200円 以降1時間毎：100円加算	400円

参考：唐木田駅周辺 民間駐車場一覧

施設名	最寄駅からの時間	料金体系	4時間あたり
ケーヨーデイツー	徒歩1分	最初の90分：無料 8時～20時：20分 100円 20時～8時：60分 100円	800円
コムパーク唐木田	徒歩2分	8時～20時：20分 100円 20時～8時：60分 100円	1,200円
コムパーク唐木田2	徒歩4分	8時～20時：20分 100円 20時～8時：60分 100円	1,200円
Fine Parking	徒歩4分	7時～24時：15分 100円 0時～7時：60分 100円	1,600円
リパーク多摩中沢2丁目	徒歩12分	8時～22時：40分 200円 22時～8時：60分 100円	1,200円
鶴牧中央パーキング2	徒歩13分	8時～22時：30分 100円 22時～8時：60分 100円	800円
タイムズ多摩鶴牧	徒歩15分	8時～22時：60分 200円 22時～8時：60分 100円	800円